

# 千葉県介護施設等整備事業補助金交付金実施要綱

平成 27 年 7 月 22 日制定  
平成 28 年 11 月 30 日改正  
平成 30 年 9 月 3 日改正  
令和元年 9 月 17 日改正  
令和 2 年 3 月 19 日改正  
令和 2 年 9 月 1 日改正  
令和 3 年 7 月 13 日改正  
令和 4 年 3 月 25 日改正  
令和 5 年 9 月 1 日改正  
令和 6 年 11 月 1 日改正  
令和 7 年 12 月 16 日改正

## 第 1 趣旨

本要綱は、千葉県地域医療介護総合確保基金条例（平成 27 年千葉県条例第 7 号）第 1 条に規定する千葉県地域医療介護総合確保基金を活用し、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号）の規定に基づき市町村が推進する地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備事業に対する介護施設等整備事業補助金及び交付金の実施に関する基本的事項を定めるものとする。

## 第 2 交付の種類

各事業における補助対象経費に対する補助金や交付金の交付については、次の事業毎に定めた方法により交付するものとする。

### 1 民間実施事業

民間事業者が当該補助金を財源の全部又は一部として自ら運営する施設のために充当する事業に対して県が補助する。

### 2 市町村実施事業

市町村が当該補助金を財源の全部又は一部として自ら運営する施設のために充当する事業に対して県が補助する。

### 3 市町村補助事業

市町村が当該交付金を財源の全部又は一部として民間事業者に補助する事業に対して県が市町村に交付金を交付する。

## 第 3 介護施設等整備事業計画書の提出

市町村は市町村実施事業又は市町村補助事業として、民間事業者は民間実施事業として以下の対象事業を実施するときは、別紙様式により年度ごとに介護施設等整備事業計画書を作成し、知事が指定する日までに知事に提出するものとする。

ただし、第4対象事業の以下の事業は除く。

- ・2 (1) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業（民間実施事業に限る）
- ・3 定期借地権設定のための一時金支援事業（民間実施事業に限る）

#### 第4 対象事業

##### 1 地域密着型サービス等整備等助成事業

###### (1) 地域密着型サービス等整備助成事業

別表1(1)の第1欄に定める施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）の整備について、市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する（当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする）。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・貸与を受ける不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、別表の第1欄の施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家（借家、テナント等を含む。）を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

なお、「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

(1(6)、(7)、(8)、7の事業を除き、以下同じ。)

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備すること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。

増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。 (一部増改築を含む。) ※1、※2について同上。
-----	---

(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。4（3）及び6を除いて以下同じ。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。以下同じ。）。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、別表1（2）の第1欄に定める広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業について、民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として交付する。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設は、整備事業者として選定されたことが確定していることを条件とする。

ア 整備区分

a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
（1）施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（2）施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
（3）施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事

	及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業  
災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業について、民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として交付する。

なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。

また、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

#### (4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業について、民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として交付する。

なお、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

##### ア 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

###### a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域

###### b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

(a) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域

(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域

(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

##### イ 対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 2 項に規定される基準水位をいう。）が 1 メートル以上に指定されている場合

b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が 1 メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が 1 メートル以上となっている場合

## ウ 整備内容

災害イエローボーンから災害イエローボーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローボーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができます。

- a 災害イエローボーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローボーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローボーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

- (5) 公有地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業  
本事業は、市町村実施事業として交付する。

## ア 事業の目的

移転用地の確保が困難である大都市における老朽化した介護施設等の建替え等を促進するため、市町村が公有地に介護施設等の建替え等の期間における当該介護施設等の入所者等に対し継続的に介護サービス等を提供するための代替施設を整備することにより、地域における介護サービスの安定的な提供体制の確保及び効率的かつ計画的な整備を図ることを目的とする。

## イ 用語の定義

この（5）において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

### a 大都市

次に掲げるものをいう。

#### (a) 指定都市及び中核市

(b) 人口 20 万以上の市であって、知事が特に必要と認めた地域

### b 介護施設等

次のいずれかに掲げる施設又は事業所等であって、知事が建替え等期間における代替施設の確保が必要と認めるものをいう。

(a) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する事業を行うもの

(b) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 3 号、同条第 3 項第 4 号及び第 10 号に規定する事業を行うもの

(c) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条に規定する有料老人ホーム

(d) 地域医療介護総合確保基金管理運営要領 2 (1) の (ア) に定める介護

予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス、緊急ショートステイ、施設内保育施設として使用されるもの

c 公有地

地方公共団体の所有する土地をいう。

d 建替え等

老朽化した介護施設等の整備であって、次に掲げるもの

(a) 既存の介護施設等を取り壊して、新たに介護施設等を整備するもの（当該介護施設等を移転する場合を除く。）

(b) 既存の介護施設等の保全等のために行う大規模な修繕及び改修等（躯体工事に及ぶかは問わない。）であって、当該整備期間中に当該介護施設等の全部又は一部が使用できなくなると知事が認めるもの

e 代替施設

次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(a) 市町村が所有する建築物であって、公有地に定着するもの

(b) 介護施設等の建替え等の期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れ、当該介護施設等を運営する法人に貸し付ける又は県等が使用することにより、当該入所者等に必要な介護サービス等を提供する事業に供されるもの

ウ 事業の対象

県の助成により市町村が代替施設を整備する事業

なお、代替施設の設置区域は、大都市の区域外であっても差し支えない。ただし、災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン（第6の（2）のウの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）の区域に整備する場合は、本事業の対象とならないものとする。

エ 事業の対象外経費

本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

a 土地の買収又は整地に要する費用

b 設備整備に係る経費

オ 配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表1に定めるところによる。

この場合において、第1欄の区分の適用に当たっては、当該代替施設の用途に応じて適切に定めること。なお、本事業の性質上、当該代替施設の用途を予め定めることが困難な場合も想定されるが、このときは県等において最も使用が想定している事業の区分（当該想定している事業が2以上ある場合はそれぞれの規模に応じた区分）を適用すること。

カ その他

a 広く介護施設等の運営法人に対し定期的に公募をかけることなどにより代替施設が適切かつ効果的に利用されるよう努めること。

b 代替施設の利用者は、介護施設等の建替え等の期間の始期に現に当該介護施設等に入所等する者を原則とするが、代替施設における事業の運営に支障がない場合は、当該代替施設における事業の開始後に新規に入所等する者を含めて差し支えない。

c 代替施設における事業の運営に支障がないと認める場合は、大都市の区域外に

所在する介護施設等の建替え等期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れることや、感染症及び災害時の支援を行うために一時的に使用することも差し支えない。

(6) 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

本事業は、市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

ア 事業の目的

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等において、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等に転換することにより、介護ニーズの増加に対応するための基盤整備を促進することを目的とする。

イ 用語の定義

この(6)において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a 都市部等

次に掲げる市町村をいう。

(a) 65歳以上人口の増加が見込まれる市町村

(b) (a)のほか、要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であって、知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町村

b 小規模な介護施設等

別表1(1)の第1欄に定める対象施設等であって、都市部等に所在するものをいう。

c 大規模な介護施設等

次に掲げるものをいう。

(a) 定員30人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）

(b) 定員30人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム

(c) 定員30人以上のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

(d) 定員30人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

d 転換

介護ニーズの増加に対応するため、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等とするために行う整備であって、下表に掲げるものをいう。

整備区分	整備内容
増築（床）	定員29人以下の特別養護老人ホームを30人以上の特別養護老人ホームにする場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換すること。
増改築	定員29人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員30人以上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備すること（一部改築）

	を含む。)。 ※ 取り壊し費用も対象とすることができる。
創設 (開設)	定員 29 人以下の介護老人保健施設から定員 30 人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。 ※既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。
改修	小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築（床）、増改築、創設（開設）に該当しないもの（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの）

なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、

- ・当該小規模な介護施設等が所在する市町村と県との協議の上、本事業の実施が介護保険事業（支援）計画の達成に資するものと認められる場合
- ・当該小規模な介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合

については、知事の判断で移転を伴う転換を行うことも差し支えないものとする。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第 6 の（2）のウの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とはならない。

また、小規模な介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建物を活用し転換を行う事業を含むものとする。

#### ウ 事業の対象外経費

本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

- a 土地の買収又は整地に要する費用
- b 設備整備に係る経費

#### エ 配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表 1 に定めるところによる。

転換後の大規模な介護施設等の所在地が、指定都市、中核市又は人口 20 万人以上の市である場合は、別表 1 に定める配分基礎単価に 1.05 を乗じた額とすることができます。

#### オ その他

- a 本事業による助成を市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該小規模な介護施設等が所在する市町村の長に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、千葉県健康福祉部高齢者福祉課が示す様式例を参考とすること。）。
  - (a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
  - (b) 現に実施している介護サービス事業等
  - (c) 転換後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地を含む。）
  - (d) 生産性向上に資する計画

- (e) 転換後 10 年間の事業計画
- (f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）
- b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。
  - (a) 市町村の長又は知事が、当該転換を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合
  - (b) 転換前において、介護職員等処遇改善加算（I）及び介護職員等処遇改善加算（II）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと
  - (c) 転換後において、介護職員等処遇改善加算（I）及び介護職員等処遇改善加算（II）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと
- c 本事業において、転換前後の小規模な介護施設等と大規模な介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。
- d 転換後の大規模な介護施設等で実施する介護サービス等の事業の数は、移転前の事業の数と一致するものとする。ただし、当該介護施設等が複合型の介護施設等である場合など、知事が本事業の趣旨に照らして適切と認める場合はこの限りでない。

（7） 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイ징支援事業  
本事業は、市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

ア 事業の目的

介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイ징を行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。

イ 用語の定義

この（7）において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a 中山間・人口減少地域等

次に掲げる区域をいう。

- (a) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- (b) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- (c) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- (d) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (e) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域

b 大規模な介護施設等

次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在（通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると知事が認めるものを含む。以下この（7）において同じ。）するものをいう。

- (a) 定員30人以上の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）
- (b) 定員30人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム
- (c) 定員30人以上のケアハウス（軽費老人ホームA型及びB型を含み、ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
- (d) 定員30人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

c 小規模な介護施設等

次に掲げるものをいう。

- (a) 定員29人以下の特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）
- (b) 定員29人以下の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム
- (c) 定員29人以下のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
- (d) 定員29人以下の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
- (e) 都市型軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム
- (f) 地域医療介護総合確保基金管理運営要領2（1）のアの（ア）に定める対象施設等（(a)から(e)までに掲げるものを除く。）

d ダウンサイジング

次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。

- (a) 大規模な介護施設等の定員を1割以上減少させるもの（減少の結果、定員が29人以下となり、小規模な介護施設等になる場合を含む。）
- (b) 小規模な介護施設等（cの(a)から(e)までに掲げるものに限る。）の定員を1割以上減少させるもの
- (c) 小規模な介護施設等（cの(f)に掲げるものに限る。）の定員（小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所については登録定員又は宿泊定員のうち知事が本事業の趣旨に鑑み適當と認めるものをいう。）を減少（定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。）させるもの。

なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、転換前の定員と転換後の定員（ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。）とを比較して1割以上減少しているかを判断すること。

整備区分	整備内容
改築	既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※取り壊し費用を対象とすることができます。
改修	既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、知事の判断で移転を伴うダウンサイ징を行うことも差し支えない。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第6の（2）のウの（ア）及び（イ）に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下この（7）において「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。

#### ウ 事業の対象外経費

本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

- a 土地の買収又は整地に要する費用
- b 設備整備に係る経費

#### エ 配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表1に定めるところによる。

空き家等を改修した事業を実施する場合の同表の適用については、ダウンサイ징後の介護施設等が別表1の「空き家等を活用した事業」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする（当該整備が全体の整備の一部であるなど、知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。

#### オ その他

- a 本事業による助成を市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、千葉県健康福祉部高齢者福祉課が示す様式例を参考とすること。）。
  - (a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
  - (b) 現に実施している介護サービス事業等
  - (c) ダウンサイ징後に実施する予定の介護サービス事業等（災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）
  - (d) 生産性向上に資する計画
  - (e) 転換後10年間の事業計画
  - (f) 介護職員等待遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）
- b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

- (a) 市町村の長又は知事が、当該ダウンサイ징を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合
- (b) ダウンサイ징前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと
- (c) ダウンサイ징後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと
- c 本事業において、ダウンサイ징前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

#### （8） 介護施設等の集約・再編支援事業

本事業は、市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

##### ア 事業の目的

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等又は介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、2以上の介護施設等の集約・再編を行うことにより、介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。

##### イ 用語の定義

この（8）において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

###### a 都市部等

（6）のイのaの定めるところによる。

###### b 中山間・人口減少地域等

（7）のイのaの定めるところによる。

###### c 介護施設等

次に掲げるものであって、都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。

(a) 特別養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。）

(b) 介護老人保健施設

(c) 介護医療院

(d) 養護老人ホーム

(e) ケアハウス（軽費老人ホームA型及びB型を含み、集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

(f) 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

(g) 都市型軽費老人ホーム

(h) 認知症高齢者グループホーム

(i) 小規模多機能型居宅介護事業所

(j) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所

(k) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(l) 認知症対応型デイサービスセンター

(m) 介護予防拠点

(n) 地域包括支援センター

(o) 生活支援ハウス

(p) 緊急ショートステイ

(q) 施設内保育所

d 集約・再編

c に掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに 1 と数えた場合 ((a)から(f)に掲げるものについては定員 29 人以下と定員 30 人以上でそれぞれ 1 とする。) における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。

(a) 2 以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合

(b) 2 以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合 (原則として合築又は同一敷地内のものに限る。)

整備区分	整備内容
改築	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること (一部改築を含む。)。 ※ 1 取り壊し費用も対象とことができる。 ※ 2 既存の介護施設等を移転 (既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。) して集約・再編を行う事業を含む。
改修	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修 (壁撤去等) を行うもの

集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画に記載される同条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域又は同項第 3 号に規定する都市機能誘導区域 (これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。) とすることとする。

なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン (第 6 の (2) のウの (ア) 及び (イ) に該当する場合の当該区域を除く。) である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する (移転の場合は移転先に定着する) 空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業 (以下この (8) において「空き家等を改修した事業」という。) を含むものとする。

#### ウ 事業の対象外経費

本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

- a 土地の買収又は整地に要する費用
- b 設備整備に係る経費

#### エ 配分基礎単価

本事業の配分基礎単価は別表1に定めるところによる。

集約・再編後の介護施設等の所在地が、指定都市、中核市又は人口20万人以上の市である場合は、別表1に定める配分基礎単価に1.05を乗じた額とすることができる。

空き家等を改修した事業を実施する場合の同表の適用については、集約・再編後の介護施設等が別表1の「空き家等を活用した整備」欄に掲げる区分に該当する場合は、当該区分ごとに定める配分基礎単価を適用することを原則とする（当該整備が全体の整備の一部であるなど、知事が同単価の適用が整備の実情に合致しないと認める場合を除く。）。

#### オ その他

a 本事業による助成を市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村の長に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、千葉県健康福祉部高齢者福祉課が示す様式例を参考すること。）。

(a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名

(b) 現に実施している介護サービス事業等

(c) 集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）

(d) 生産性向上に資する計画

(e) 転換後10年間の事業計画

(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）

b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

(a) 市町村の長又は知事が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

(b) 集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（I）及び介護職員等処遇改善加算（II）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと

(c) 集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（I）及び介護職員等処遇改善加算（II）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

c 本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

## 2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

### (1) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

別表 2 の第 1 欄 (1) に定める介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床
- ・また、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置

の 6 か月前の準備に必要な経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための周知広報経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）について、定員 30 名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、訪問看護ステーション及び定員 29 名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

なお、6 か月前の準備に必要な経費については、6 か月前の期間が交付決定の日付以前の期間（交付決定の年度の前年度にかかる場合も含む）の経費を含むものとする。

また、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、県がこれと同程度と認める場合であること。
- ・施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

## （2）介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援事業

別表 2 の第 1 欄 (2) に定める介護施設等において、1 (2) アの表中 (1) 又は (2) に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領第 3 (1) ⑤に規定される介護従事者の確保に関する事業の (30) ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費について、定員 30 名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員 29 名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

介護ロボット・ＩＣＴの導入の時期は、基本的に大規模修繕の契約日以降 6 カ月の期間内とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ＩＣＴ以外の設備整備、職員訓練期間中

の雇上げ（最大 6 ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象となるない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和 2 年 4 月 14 日老高発 0414 第 1 号・老振発 0414 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙 1 を準用する。

### （3）介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

市町村が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ（地域のつながり）の構築を支援することを目的とする。

市町村の助成により事業者が事業を実施する場合は、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、市町村において、その必要性を十分に確認した上で補助すること。

ア 介護予防拠点（1（1）の助成を受けているかは問わない。）における、

- ・ 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）
  - ・ 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費
- について、市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

イ 体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業の実施は必須とする。

ウ 本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき 1 回限りとする。

### 3 定期借地権設定のための一時金支援事業

別表 3 の第 1 欄に定める本体施設用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）について、定員 30 名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員 29 名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

- ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
  - ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。
- さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、別表3の第1欄に定める合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該施設の敷地についても補助の対象とする。
- なお、本事業の事業完了は、一時金の支払いがされており、かつ当該用地に整備される施設等が完成したときとする。

#### 4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

##### (1) 既存施設のユニット化改修支援事業

別表4（1）の第1欄に定める特別養護老人ホーム等（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業について、定員30名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員29名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

なお、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

##### (2) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホームの多床室及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業について、定員30名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員29名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

なお、改修は各ベッド間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

##### (3) 介護施設等における看取り環境整備推進事業

別表4（3）の第1欄に定める介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊

のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費について、定員30名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員29名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

#### （4）共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、別表4（4）の第1欄に定める共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費について、定員30名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員29名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

### 5 民有地マッチング事業

市町村が、介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等（以下「介護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費について市町村実施事業として交付し、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、市町村において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

#### （1）土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

ア 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

イ アで選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定

を行うこと。

- ウ 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。
- エ 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。
- オ 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体的な契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

#### (2) 整備候補地等の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

- ア 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。
- イ 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。
- ウ 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。
- エ 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。
- オ 介護施設等の用に供することが決定した際には、(1)の活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

#### (3) 地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は介護施設等に配置する。

- ア 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。
- イ コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など市町村と連携するととともに、市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。
- ウ 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の

補助対象とはしない。

## 6 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用について、民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

### (1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

別表6(1)の第1欄に定める介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。

### (2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

#### ア ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

#### イ 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

#### ウ 家族面会室の整備等経費支援

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

### (3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

## 7 介護職員の宿舎施設整備事業

介護職員が働きやすい環境を整備する目的で、別表7の第1欄に定める介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が介護人材（外国人を含む。）を確保するため、当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部について、定員30名以上の広域型施設の宿舎を整備するための費用については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核

市ののみ)として(同一市町村内に広域型施設と地域密着型施設等の宿舎を整備する場合も含む。)、定員29名以下の地域密着型施設等の宿舎を整備するための費用については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。なお、複数の補助対象施設用の宿舎を整備する場合であって、各補助対象施設の所在市町村が異なる場合、及び定員30名以上の広域型施設と定員29名以下の地域密着型施設等の両方のための宿舎を整備する場合は、民間実施事業として交付する。

ア 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備(居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等)は問わない。ただし、補助対象となるのは、別表7の第1欄に定める介護施設等(建築中のものを含む。)に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33m<sup>2</sup>以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

イ 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとすること。

ウ 設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

エ 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならぬ。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲(定員規模の2割以内)において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

オ 土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

#### カ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舎を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、宿舎を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。(一部改築を含む。)

	※1 取り壊し費用も対象とすることができます。 ※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。) ※1、※2について同上。
改修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。

## 第5 交付額の算定方法

各事業に係る別表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た交付基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表3及び7の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める交付基準による額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。また、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業については、別表6の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

なお、その額が1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## 第6 その他

(1) 介護施設等の整備に関する事業に係る県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ 過疎、山村地域等において、適切な入所者待遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

エ 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンに所在する施設の移転改築整備を行うもの。

オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に

向けた取組に資するもの。

(2) 災害レッドゾーンや災害イエローノーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、以下のとおりの取扱いとする。

ア 介護施設等の整備に関する事業に係る県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、第6(1)エの事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配慮すること。

イ 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点での当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。

ウ 災害イエローノーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点での当該建設地が災害イエローノーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。

(ア) 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること。

(イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること。

a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローノーンである等、災害イエローノーン以外での事業用地の取得が困難であること。

b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローノーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローノーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローノーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

エ 令和5年度以降に、災害イエローノーンにおいて新規整備した介護施設等については、第4の1(1)、(7)、(8)の事業の対象としないこと。

オ 令和5年度以降に、災害イエローノーンにおいて新規整備した広域型介護施設については、第4の1(4)、(6)、(7)、(8)の事業の対象としないこと。

カ 令和7年度以降に、災害イエローノーンにおいて新規整備した代替施設については、第4の1(5)の事業の対象としないこと。

(3) 介護施設等の整備に関する事業に係る市町村計画の事業の選定に当たっては、10年以上継続して事業を実施できるかという点に留意すること。

## 附 則

この要綱は、平成27年7月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

ただし、介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例第5条に規定する平成26年度事業

として介護基盤緊急整備等臨時特例交付金実施要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく交付の内示を受け、入札不調により予定の期間内での事業完了が不可能となつたため、施工予定期間を変更したうえで平成 27 年度事業として交付申請がなされた場合には、旧要綱に規定する配分基礎単価を適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 24 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 3 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 19 日から施行し、令和 2 年 1 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 4 、 6 (3) 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業については、令和 2 年 4 月 30 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 13 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 25 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 5 年 8 月 31 日以前に事業が完了しているものについては改正前の単価を適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 6 年 10 月 31 日以前に事業が完了しているものについては改正前の単価を適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 16 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 7 年 12 月 15 日以前に事業が完了しているものについては改正前の単価を適用する。

別表 1

## 地域密着型サービス等整備等助成事業

1. 区分	2. 交付基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
(1) 地域密着型サービス等整備助成事業			
・地域密着型（定員 29 名以下）特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。以下同じ。）	5,530 千円	整備床数	特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）。
・小規模（定員 29 名以下）な介護老人保健施設	69,200 千円	施設数	
・小規模（定員 29 名以下）な介護医療院	69,200 千円	施設数	
・小規模（定員 29 名以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）	2,960 千円	整備床数	
・小規模（定員 29 名以下）なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	5,530 千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	2,210 千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	※41,500 千円	施設数	
ユニットの増設	※41,500 千円	増ユニット数	
ユニット増設を伴わない居室の増床	※41,500 千円 ÷ 9	増床数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	※41,500 千円	施設数	
宿泊定員の増員を伴う施設の増築	※20,750 千円 ÷ 9	増床数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330 千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	※41,500 千円	施設数	
宿泊定員の増員を伴う施設の増築	※20,750 千円 ÷ 9	増床数	
・認知症対応型デイサービスセンター	※14,800 千円	施設数	
・介護予防拠点（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る）	11,000 千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,480 千円	施設数	
・生活支援ハウス（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る）	44,100 千円	施設数	
・虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ	1,480 千円	整備床数	
・介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る。以下、「施設内保育施設」という。）	14,800 千円	施設数	
・小規模な介護付きホーム	5,530 千円	整備床数	

(空き家を活用した整備)

認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型デイサービスセンターについては、空き家（借家、テナント等を含む。）を活用して整備する場合、上記第2欄中の単価（※が付記されている金額）は全て11,000千円とする。

(介護施設等の合築等)

別表1(1)の第1欄に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に、合築・併設する施設それぞれ上記の交付基礎単価に1.05を乗じた額を交付基礎単価とする。

(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備

定員30名以上の広域型施設

特別養護老人ホーム	1,400千円	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		

(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備

定員30名以上の広域型施設

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	69,200千円	施設数
介護医療院	69,200千円	施設数
養護老人ホーム	2,960千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。

(4) 災害イエローノースに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備

定員30名以上の広域型施設

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	69,200千円	施設数
介護医療院	69,200千円	施設数
養護老人ホーム	2,960千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム	5,530千円	整備床数 ※移転後床数。た

			だし、増員分は対象外。
(5)公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型（定員 29 名以下）特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。以下同じ。）	5,530 千円	整備床数	
・介護老人保健施設	69,200 千円	施設数	
・介護医療院	69,200 千円	施設数	
・養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）	2,960 千円	整備床数	
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	5,530 千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	2,210 千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	※41,500 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	※41,500 千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330 千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	※41,500 千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	※14,800 千円	施設数	
・介護予防拠点（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る）	11,000 千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,480 千円	施設数	
・生活支援ハウス（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備対象とするものに限る）	44,100 千円	施設数	
・虐待のほか、要介護者の急な疾患等に対応するための緊急ショートステイ	1,480 千円	整備床数	
・介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る。以下、「施設内保育施設」という。）	14,800 千円	施設数	
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数	
定員 30 名以上の広域型施設			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円	整備床数	
・介護老人保健施設	69,200 千円	施設数	
・介護医療院	69,200 千円	施設数	
・養護老人ホーム	2,960 千円	整備床数	
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数	

・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数
(空き家を活用した整備) 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型デイサービスセンターについては、空き家（借家、テナント等を含む。）を活用して整備する場合、上記第2欄中の単価（※が付記されている金額）は全て 11,000 千円とする。		
(6)都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業		
定員 30 名以上の広域型施設		
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円	整備床数
・介護老人保健施設	69,200 千円	施設数
・介護医療院	69,200 千円	施設数
・養護老人ホーム	2,960 千円	整備床数
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数
(指定都市等において実施する場合) それぞれ上記の交付基礎単価に 1.05 を乗じた額を交付基礎単価とする。		
(7)中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業		
定員 29 名以下の地域密着型施設等		
・地域密着型（定員 29 名以下）特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。以下同じ。）	5,530 千円	整備床数
・介護老人保健施設	69,200 千円	施設数
・介護医療院	69,200 千円	施設数
・養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）	2,960 千円	整備床数
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	5,530 千円	整備床数
・都市型軽費老人ホーム	2,210 千円	整備床数
・認知症高齢者グループホーム	※41,500 千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所	※41,500 千円	施設数
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330 千円	施設数
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	※41,500 千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター	※14,800 千円	施設数
・介護予防拠点（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る）	11,000 千円	施設数
・地域包括支援センター	1,480 千円	施設数

・生活支援ハウス（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備対象とするものに限る）	44,100 千円	施設数
・虐待のほか、要介護者の急な疾患等に対応するための緊急ショートステイ	1,480 千円	整備床数
・介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る。以下、「施設内保育施設」という。）	14,800 千円	施設数
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数
定員 30 名以上の広域型施設		
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円	整備床数
・介護老人保健施設	69,200 千円	施設数
・介護医療院	69,200 千円	施設数
・養護老人ホーム	2,960 千円	整備床数
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数
(空き家を活用した整備) 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型デイサービスセンターについては、空き家（借家、テナント等を含む。）を活用して整備する場合、上記第 2 欄中の単価（※が付記されている金額）は全て 11,000 千円とする。		
(8) 介護施設等の集約・再編支援事業		
定員 29 名以下の地域密着型施設等		
・地域密着型（定員 29 名以下）特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。以下同じ。）	5,530 千円	整備床数
・介護老人保健施設	69,200 千円	施設数
・介護医療院	69,200 千円	施設数
・養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）	2,960 千円	整備床数
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	5,530 千円	整備床数
・都市型軽費老人ホーム	2,210 千円	整備床数
・認知症高齢者グループホーム	※41,500 千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所	※41,500 千円	施設数
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330 千円	施設数

・看護小規模多機能型居宅介護事業所	※41,500 千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター	※14,800 千円	施設数
・介護予防拠点（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る）	11,000 千円	施設数
・地域包括支援センター	1,480 千円	施設数
・生活支援ハウス（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備対象とするものに限る）	44,100 千円	施設数
・虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ	1,480 千円	整備床数
・介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る。以下、「施設内保育施設」という。）	14,800 千円	施設数
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数

定員 30 名以上の広域型施設

・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530 千円	整備床数
・介護老人保健施設	69,200 千円	施設数
・介護医療院	69,200 千円	施設数
・養護老人ホーム	2,960 千円	整備床数
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数
・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530 千円	整備床数

（空き家を活用した整備）

認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型デイサービスセンターについては、空き家（借家、テナント等を含む。）を活用して整備する場合、上記第 2 欄中の単価（※が付記されている金額）は全て 11,000 千円とする。

（介護施設等の合築等）

別表 1 (1) の第 1 欄に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に、合築・併設する施設それぞれ上記の交付基礎単価に 1.05 を乗じた額を交付基礎単価とする。

（指定都市等において実施する場合）

それぞれ上記の交付基礎単価に 1.05 を乗じた額を交付基礎単価とする。

（注）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、交付基礎単価に各施設の増床床数／最大床数を乗じて算出した額で助成する。

別表2

## 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1. 区分	2. 交付 基礎単価	3. 単位	4. 対象経費	
(1) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業				
定員 30 名以上の広域型施設				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム ・介護付きホーム	1,036 千円	定員数 ※介護付きホームにあつては、100名を上限とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開設又は既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	
・訪問看護ステーション (大規模化やサテライト型事業所の設置)	5,200 千円	施設数		
定員 29 名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1,036 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開設又は既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	
・都市型軽費老人ホーム	17,400 千円	施設数		
・養護老人ホーム	520 千円	定員数		
・施設内保育施設	5,200 千円	施設数		
(2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援				
定員 30 名以上の広域型施設				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム ・介護付きホーム	520 千円	定員数 ※介護付きホームにあつては、100名を上限とする。	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。	
定員 29 名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設	520 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小		

・介護医療院	規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・介護付きホーム			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,640 千円	施設数	
・都市型軽費老人ホーム ・養護老人ホーム	260 千円	定員数	
・施設内保育施設	2,600 千円	施設数	
(3) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業			
・介護予防拠点	124 千円	1 か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。

別表 3

## 定期借地権設定のための一時金支援事業

1. 区分	2. 交付基準	3. 交付率	4. 対象経費
<b>【本体施設】</b>			
定員 30 名以上の広域型施設			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の 2 分の 1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・都市型軽費老人ホーム			
・養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
・介護付きホーム			
<b>【合築・併設施設】</b>			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			
・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			

別表4

## 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1. 区分	2. 交付 基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
(1) 既存施設のユニット化改修支援事業			
「個室→ユニット化」改修	1,480 千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)
「多床室(ユニット型個室の多床室を含む)→ユニット化」改修	2,960 千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
(2) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	906 千円	整備床数	ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
(3) 介護施設等における看取り環境整備推進事業			
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム	4,330 千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)。
(4) 共生型サービス事業所の整備推進事業			
・通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。) ・短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。) ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,290 千円	事業所数	

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

別表 5

## 民有地マッチング事業

1. 区分	2. 交付 基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
民有地マッチング事業			民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
(1) 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,930 千円	市町村	
(2) 整備候補地等の確保支援	5,670 千円	市町村	
(3) 地域連携コーディネーターの配置支援	5,540 千円	1 か所	

注) 介護施設等とは、別表3定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

別表 6

## 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1. 区分	2. 交付 基礎単価	3. 単位	4. 対象経費	5. 補助率
(1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業				
補助対象施設  ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス	5,340 千円	知事が認めた台数（各施設で1台までを上限とする。）	簡易陰圧装置を設置するため必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）  ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援				
補助対象施設  ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型	1,240 千円	1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額	1/3

居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者 向け住宅 ・短期入所生活介護事 業所、短期入所療養 介護事業所 ・生活支援ハウス			を限度額とする。)。 ただし、別の負担（補 助）金等において別途補 助対象とする費用を除 き、工事費又は工事請負 費には、これと同等と認 められる委託費及び分 担金及び適当と認めら れる購入費等を含む。	
---	--	--	---	--

・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

補助対象施設  ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養 型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グル ープホーム ・小規模多機能型居宅 介護事業所 ・看護小規模多機能型 居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者 向け住宅 ・短期入所生活介護事 業所、短期入所療養介 護事業所 ・生活支援ハウス	7,410千円	1か所	感染拡大防止のため のゾーニング環境等の 整備するために必要な 備品購入費、工事費又は 工事請負費及び工事事 務費（工事施工のため直 接必要な事務に要する 費用であって、旅費、消 耗品費、通信運搬費、印 刷製本費及び設計監督 料等をいい、その額は、 工事費又は工事請負費 の2.6%に相当する額 を限度額とする。)。 ただし、別の負担（補 助）金等において別途補 助対象とする費用を除 き、工事費又は工事請負 費には、これと同等と認 められる委託費及び分 担金及び適当と認めら れる購入費等を含む。	1/3
---	---------	-----	--	-----

・家族面会室の整備等経費支援

補助対象施設  ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養 型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グル ープホーム ・小規模多機能型居宅 介護事業所 ・看護小規模多機能型 居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者 向け住宅 ・短期入所生活介護事 業所、短期入所療養介 護事業所 ・生活支援ハウス	4,330千円	施設数又は 事業所数	感染拡大防止のため のゾーニング環境等の 整備するために必要な 備品購入費、工事費又は 工事請負費及び工事事 務費（工事施工のため直 接必要な事務に要する 費用であって、旅費、消 耗品費、通信運搬費、印 刷製本費及び設計監督 料等をいい、その額は、 工事費又は工事請負費 の2.6%に相当する額 を限度額とする。)。 ただし、別の負担（補 助）金等において別途補 助対象とする費用を除 き、工事費又は工事請負 費には、これと同等と認 められる委託費及び分 担金及び適当と認めら れる購入費等を含む。	1/3
---	---------	---------------	--	-----

(3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

補助対象施設				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・短期入所生活介護事業所</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	1,220 千円	定員数	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

1/3

別表7

## 介護職員の宿舎施設整備事業

1. 区分	2. 交付基準	3. 交付率	4. 対象経費
・特別養護老人ホーム			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	介護職員 1 定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。) 33 m <sup>2</sup> ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。		
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・介護付きホーム			